

# 集団回収は資源リサイクル活動の大黒柱！

江戸川区

# 集



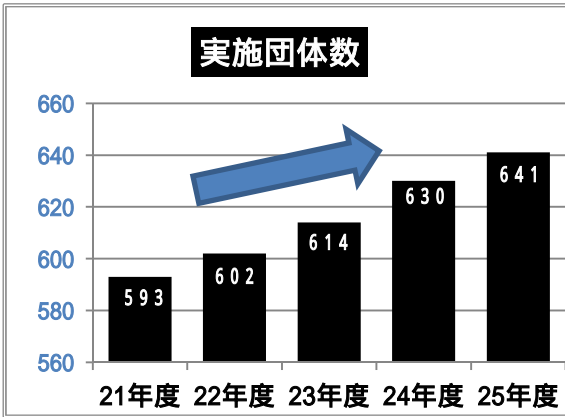
# 回 団

# 収



## ニュース

第3号 平成26年5月発行  
編集・発行  
環境部清掃課ごみ減量係  
☎ 5662-1689



集団回収とは、地域の住民団体（町会・自治会・子ども会・PTA・くすのきクラブ・マンション管理組合など）が、各家庭から出る古紙やアルミ缶を持ち寄り、団体が契約した回収業者に引き渡すリサイクル活動のことで、年々実施団体数が増えています。



集団回収ってどんな活動？

地域の力でリサイクル活動



☆区では、集団回収活動を、積極的に支援しています！

## ご存じですか？ 集団回収と行政回収との違い！



集団回収と行政回収は  
何が違うの？  
集団回収に出して  
みたいけどどうしたら  
出せるのかしら？

メリット

メリット

集団回収とは、地域団体主体の活動で、団体の皆様が決めた日時、場所、品目を団体と契約したリサイクル業者が回収します。

集団回収の場合、家庭から集められた資源は団体の所有物となり回収量に応じて1kgあたり6円が報奨金として区から支払われます。集団回収では、各家庭できちんと分別されるため良質な資源が集まります。

行政回収とは、区の事業であり、毎週1回決められた集積所に決められた品目をお出しいただいております。

### 集団回収（地域団体主体の活動）



回収主体：団体と契約した回収業者  
回収日時：団体が決めた日時  
回収場所：団体が決めた場所  
回収品目：新聞・雑誌類・段ボール  
紙パック・アルミ缶など

### 行政回収（区の事業）



回収主体：江戸川区  
回収日時：毎週1回、決められた曜日・時間  
回収場所：集積所  
回収品目：新聞・雑誌類・段ボール  
紙パック・びん・缶・ペットボトル  
容器包装プラスチック

実は、区内のほとんどのエリアで集団回収が行われています。お住まいの地域で集団回収が実施されている場合は、資源はなるべく地域の集団回収に出しましょう。

回収品目、日時、場所など不明な点がございましたらごみ減量係までお問い合わせください

## 掲示板、回覧板などで集団回収を周知しましょう！

皆様がお住まいの町会・自治会などでは集団回収の周知を行っていますか？  
回収量アップに向け、できる事から行動をしていきましょう！



# 活動団体の紹介 ～ 平井一丁目南親会婦人部 ～



集団回収は資源の持ち去り防止だけではなく、コミュニティの醸成にも繋がります。

今回は、子ども会と連携し、共助の力を育てている「平井一丁目南親会婦人部」の活動を紹介します。

## ◆いつ頃から集団回収を実施していますか？

おそらく昭和43年頃だと思います。毎月第2土曜日に活動しており、主に子ども会と協力して行います。子どもも参加し、また、町会の方にはリヤカーの準備などを手伝っていただきます。地域が一体となり、定着しています。

## ◆回収品を増やすためにどんな工夫をしていますか？

- ・自宅前に古紙、アルミ缶を出していただきリヤカーで回収しています。
- ・アルミ缶は集積所を1か所設け、1か月間貯め置いています。
- ・1週間前に回収日のお知らせチラシを町会掲示板に掲示します。
- ・集合住宅に声掛けし協力していただくことで回収量は上がります。



## ◆集団回収の魅力はどうぞ！

- ・集団回収は“声掛け”をしながら回収します。“声掛け”を行うことで共助の力、絆が生まれます。
- ・集団回収で高齢者への“声掛け”ができることは非常に良い事です。自宅前に資源が出ていない時は具合がいいとか悪いとか扉を開けて確認する事ができるからです。
- ・集団回収は井戸端会議みたいな要素もありコミュニティの醸成に一役買っています！

### 団体情報

世帯数 500世帯(婦人部会員数:20名)  
回収品目 新聞・雑誌類・段ボール・紙パック  
アルミ缶  
回収場所 各家庭の前  
回収頻度 月1回(第2土曜日)



## ◆集団回収の課題の一つに高齢化が挙げられます。貴団体での役員の高齢化対策はされていますか？

婦人部はこれから高齢化していくと思います。若い人達に“声掛け”し、存続していきたい。そういう意味でも集団回収による子ども会との連携は貴重なコミュニケーションの場となっています。



会長 太田 恵康さん 婦人部長 森 ハナ子さん



# 江戸川区からのお願い



## 《実績報告書の提出は》

集団回収の実績報告書の提出期限は、実施日の翌月10日となっています。報奨金は、実績報告書に基づいて支払われます。実績報告書には、**業者が計量した伝票**を忘れずに添付してください。提出が遅れると報奨金が支払えなくなることがありますので、ご注意ください。請求書には捨印の押印も忘れずにお願いいたします。

## 《代表者の変更などがあったときは》

代表者の氏名・住所・報奨金振込口座など、登録内容に変更があったときは、「**集団回収登録団体代表者変更届**」の提出が必要です。その際、必ず報奨金振込口座の**通帳の写し**を添付してください。通帳表紙とフリガナ・支店名が記載されているページの2枚が必要です。通帳に代表者の氏名が記載されてない場合は、**総会などでの議事録の写し(代表者の変更が確認できるページのみ)**も一緒に添付してください。**口座の確認ができない場合、報奨金のお支払いができませんのでご注意ください。**

\* ぜひ、会員の皆様をご覧ください。枚数が不足の場合は必要数をお渡ししますので、ごみ減量係までご連絡ください。



江戸川区環境部清掃課ごみ減量係  
☎03-5662-1689